

○田野町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例施行規則

平成11年6月15日規則第8号

田野町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田野町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成11年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める法令)

第2条 各文中「医療保険各法」とは、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(受給者証の申請等)

第3条 条例第6条に規定する認定は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請は、別記第1号様式による母子及び父子家庭医療費受給者証（交付・更新）申請書に、健康保険法、国民健康保険法又は前条各号に掲げる法令に基づく被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）及び標準負担額減額認定証を添え、町長に提出して行わなければならない。

3 町長は、第1項の申請があった場合において、受給資格があると認定したときは、別記第2号様式による母子及び父子家庭医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を、受給資格がないと認定したときは、別記第3号様式による母子及び父子家庭医療費受給者証交付申請却下通知書を交付するものとする。

(受給者証)

第4条 受給者証は、前条第1項の申請した日の属する月の翌月の初日（申請した日が月の初日である場合は、当該月の初日）から効力を有する。

(受給者証の再交付)

第5条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給者証を汚損、破損又は紛失したときは、別記第4号様式による母子及び父子家庭医療費受給者証再交付申請書に汚損又は破損した当該受給者証を添えて、町長に提出して受給者証の再交付を申請することができる。

（受給者証の更新）

第6条 受給者は、毎年5月1日から6月30日までの間に、別記第1号様式による母子及び父子家庭医療費受給者証（交付・更新）申請書に被保険者証等を添え、町長に提出して受給者証の更新を申請することができる。

2 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を直ちに町長に返還しなければならない。

（届出の義務）

第7条 受給者は、受給対象者について受給資格を失ったとき、その他母子及び父子家庭医療費受給者証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに別記第5号様式による母子及び父子家庭医療費受給資格（変更・喪失）届に当該受給者証を添えて町長に届け出なければならない。

（助成の方法）

第8条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行うことができる。ただし、高知県以外の保険医療機関等で医療を受ける場合等は、療養費払いとする。

2 前項ただし書の規定による助成を受けようとする場合は、別記第6号様式による母子及び父子家庭医療費助成申請請求書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出して行うものとする。

（1） 受給者証

（2） 被保険者証

（3） その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要と認めた額を当該申請者に支給するものとする。

4 第2項の申請書は、医療機関において現に医療を受けた日の属する月を単位とし、当該月の翌月から起算して6か月以内に提出するものとする。

（受給者証の提示等）

第9条 母子及び父子家庭医療費の助成を受けようとする場合は、保険医療機関等に被保険者証及び母子及び父子家庭医療費受給者証を提示しなければならない。また、国保以外の医療保険加入者は別記第7号様式の福祉医療費請求書を請求しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。
- 2 田野町母子及び父子家庭等の医療費の支給に関する規則（昭和47年規則第1号）は平成11年6月30日限りで廃止する。